

会津若松市

農業委員会だより

令和6年1月
＝第67号＝

編集発行
会津若松市農業委員会
TEL 23-9371
FAX 23-9374

〔会津若松市農業の概要〕

(資料:2020年農林業センサスより)

・農家戸数 1,718戸 ・農家人口 6,678人
・経営耕地面積 6,642ha (田6,019ha・畑463ha・樹園地160ha)

去年よりおいしいシイタケを目指して



- 新年のごあいさつ 2
- 令和6年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書を市長に提出しました 3
- 農業委員会活動報告 4～5
- ちょっとおじゃまいたします 6～7

主な内容

- 声の広場
未来の農業を担うぼくの目、わたしの目 8～9
- “地域計画”の策定に向けて 10
- 新規就農者との対談 11
- お知らせ、編集後記 12



渡部政美

新年、明けましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、健やかに新春を迎えられましたこと心よりお慶び申し上げます。また、日頃より農業委員会の活動に対しましてご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

とりわけ、昨年7月、各区長様はもとより各種団体の皆様のご協力をいただきながら新たな農業委員・農地利用最適化推進委員が選任され、第25期目の新体制が円滑にスタートできましたこと、重ねて感謝申し上げる次第であります。

会津若松市長

室井照平

明けましておめでとうございます。

市民の皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日ごろより本市農業の振興をはじめ、市政発展にご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本市農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手の減少、農村コミュニティ活動の低下など、依然として厳しい状況が続いております。加えて、昨年の猛暑による高温障害や先の見通せない農業資材・肥料等の価格高騰は、農業者の皆様の営農活動に様々な影響を与えているものと憂慮しております。

一方、ウクライナ情勢の長期化などにより燃料や農業生産資材等の価格が高止まりしていることに加え、特に、令和5年産米については、記録的な猛暑による高温障害の影響により、一等米比率が大きく低下するなど、農業者の皆様は大きな経営リスクに直面しています。

このような中、農業委員会といたしましては、農業従事者の高齢化や担い手の不足など顕在化している課題に向き合いながら、農地を守り、活かし、使える人に引き継ぐことができるよう「農地等の利用の最適化」の取組を推進しているところであります。

特に、地域農業の将来像を示す「地域計画」の策定にあたりましては、市農政部との連携、さらには地域の皆様方との十分な話し合いを通して、地域農業の振興につながるよう努めてまいりますので、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

結びに、皆様方のご健勝とご多幸を心からご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

このような中、市におきましては、農業生産資材や畜産飼料高騰への独自の緊急対策事業を実施するとともに、振興作物の生産拡大に向け向けた支援や、農作物の収量増加と品質向上・作業の効率化を図るICTを活用したスマート農業の推進、「あいづ食の陣」や地産地消推進事業による会津産農産物のブランド化などに継続して取り組んでいるところであります。

また、各関係機関と連携して認定農業者や新規就農者に対する各種相談・支援を行い、令和5年度からは、市独自の支援策として移住就農者を対象とした「未来ファーマースタート支援事業」を創設し、地域の担い手として期待される多様な人材の確保に努めております。

今後、農業所得の向上と活力ある地域農業の実現に向けて、引き続き各種施策を推進するとともに、将来に渡り地域農業と農地を守るため、農業委員会の皆様とより一層連携を深めながら「地域計画」策定への取り組みを進めてまいりたいと考えております。

結びに、皆様のご健勝とご多幸を心から祈念し、新年のごあいさついたします。

令和6年度 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書」を市長に提出しました

令和5年11月13日、室井照平
会津若松市長に対して、「令和
6年度農地等利用最適化推進
施策の改善に関する意見書」を
提出しました。その概要は次の
とおりです。

一、担い手への農地利用の集積・集約化

(1) 地域計画策定の推進

① 地域計画の策定に向けた目的や必要性の周知などの取組を積極的に進めること。

② 策定にあたって、地域のまとめ役となる人材の確保・育成を行い確保できない地域への支援について十分に意を用いること。

③ 農業者の意向把握や目標地区の素案作成など、適切な役割分担の下、十分な体制の確保を図ること。

④ 策定が困難な地域においては、農業者に不利益が生じないよう国・県に対して要請すること。

(2) 農地中間管理事業への支援

① 農地中間管理事業について、地域農業者への理解を深めるため、関係機関とともに周知に努めること。

② 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施の際には一般社団法人を設立し、受け皿とする方法が

有効であることから、計画する地域への情報提供に努めること。

③ 農地耕作条件改善事業や農地整備事業など、農地集積を進めるために必要な予算を確保するよう国・県に対して要請すること。

④ 令和7年4月1日より、利用権設定等促進事業から農地中間管理事業へ移行するが、地域計画未策定地域での対応が示されていないことから、早急に示すよう国・県に対して要請すること。

(3) スマート農業の推進

様々なシステム等の導入による実証事業をもとに、課題と普及に向けた改善策の提示を行うこと。

また、導入希望農家に対応できるように十分な予算の確保とサポート体制を構築すること。

(4) 認定農業者等への支援

① 制度のメリットに対する周知等、認定農業者へ誘導する取組を強化し、将来の担い手を確保すること。

② 安定的に農業経営をできるよう支援制度の継続を図り、内容の説明等、利用促進に努めること。

③ 人材の確保・育成のため、市の農業担い手担当職員の増員や育成等を図ること。

二、遊休農地の発生防止・解消

(1) 遊休農地解消施策の充実

① 国に対しては責任を持つて新たな事業展開を行うよう、県に対しては「遊休農地等保全対策支援事業」について、より活用しやすい制度とするよう要請すること。

② 市は借り手が遊休農地を解消した場合の補助金の交付等、実用性の高い独自の対策事業の創設を図ること。

(2) 多面的機能支払交付金等

多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金等は、農地の保全管理や遊休農地対策等の農村集落の維持発展に有効であることから、制度の活用が積極的に図られるよう、交付単価の充実等、必要の見直しを国・県に対して要請すること。

また、事務処理の煩雑さから、活

動組織が取組を断念することのないよう、事務手続き等の簡素化を図るようあわせて国・県へ要請すること。

三、新規参入の促進

(1) 新規就農者に対する支援

① 新規就農者支援センターの機能を發揮し、就農前の指導及び就農後の評価を行うとともに、販路の確保等の経営に関する研修等を行うこと。

② 研修の受け入れ先となる農業者を確保すること。

③ 新規就農者育成総合対策事業の確実性と安定性を図るよう国に要請し、「地域計画」の策定が困難

な地域においても、事業を利用する新規就農者が見込まれることから

採択要件を緩和するよう国に対して要請すること。

(2) 多様な担い手の確保・育成

① 様々な法律の改正等により、認定農家等の中心経営体だけでなく多様な形で農業に参画する方が地域農業を維持することとなるが、人材の確保・育成を推進し、利用可能な市の制度資金や施設・機械導入支援等の創設や拡充を図ること。

② 農業の活性化や6次産業化等を推進するには、女性や青年農業者の経営参画を促進する必要があるため研修会の開催など、環境整備の支援を行うこと。

(3) 法人化の推進

集落営農組織については、効率的・安定的な経営体として永続性を確保する観点から、法人化に向けた集落内の合意形成のための継続的な支援を行うこと。

四. その他

(1) 農業資材等の高騰への支援

ウクライナ情勢の長期化等により、農業生産資材価格の高騰が続いており、高騰分への十分な補助金等の支援策や価格低減策を講ずるよう国・県に対して要請すること。

(2) 水田活用の直接支払交付金の

見直し

水田活用の直接支払交付金の見直しに伴い、令和4年から8年の5年間に一度も水張りをしない水田については、令和9年度以降、交付対象から除外することとされたが、農業経営の影響だけでなく、転作の定着及び地域特産物の創出に取り組

利用集積推進部長

渡邊直也

昨今、後継者不足や労働者不足が全国的に顕著ですが、当市においても例外ではありません。こうした中、当農業委員会でも新規就農者の参入促進や新たな労働力確保に向けた取組を行っています。

年齢制限などの条件はありませんが、就農準備から経営開始まで最大5年間に渡り資金を給付する制度があります。新規就農にあたっては、まず5年後までの就農計画を立て、審査後、新規就農者として認定されます。その後は担当農業委員や県、市、農政課、農協などでサポートチームを立ち上げ、こまめに訪問しながら技術的な指導や相談を受けています。さらに就農から3年目には中間審査会を開き、計画通りに規模の拡大や売上を計上出来ているか、積極的に技術の習得に努めているか、適正な資金運用をしているかなどの聴き取りを行い、自信をもって営農できるようアドバイスしています。

今後も新たな担い手が参入しやすい環境づくりに努めてまいります。

総務部長

渡部 政治

令和5年11月9日、福島市パルセ飯坂で開催された大会は、コロナ5類移行に伴い、3年ぶりに参加制限が解除され、本市から27名全体で930名の出席で行われました。

主催者の挨拶、来賓の祝辞に続いて、永年勤続の表彰があり本市からは8名が受賞しました。

また情報紙コンクールの部門では、本市農業委員会は「全国農業会議所会長賞」を受賞することができました。

続いて福島大学食農学類原田英美教授による記念講演が行われた後、本県農業の発展に関する要請について、内容の報告がありました。最後に、農業委員会活動強化に関する申し合わせについての決議を行い、閉会しました。

今回の大会を通し、参加した農業委員・推進委員の農業に対する考え方がより深まったと感じます。今後もうこうした大会に参加したり研修を企画、受講したりしながら、本市農業委員の資質向上に努めてまいります。

広報部員

田代新

令和5年9月19日火曜日、夏の強い日差しが残る午前10時。大戸小学校5・6年生15名による総合学習「稲刈り」に参加しました。小学校から200mほど南にある、地元で元農業委員の大竹健司さんから借りた5aの田んぼ。春に「コガネモチ」を植えてから早や4か月。暑さに負けず、しつかりと稲穂をつけています。



大竹さんから作業上の注意を受けてから刈り取り開始。子どもたちは稲刈り鎌の扱いにもすぐ慣れ、刈り取り、稲運びと協力してスムーズに進め、1時間ほどで終了することができました。

作柄は例年通りの300kg近い収穫となり、子どもたちは自分たちで育てた稲の出来栄えにとっても満足した様子でした。

しかし一方で、「農家の方々と同じように育つてくれない」と、農作物を育てることの厳しさ・大変さを実感していたようです。今後、農業委員はもちろん、学校運営協議会、公民館、地域の方々とも協力し、地域全体の活動として意義あるものとしていきたいと思っています。

高津 志津子さん



北会津町石原で農家民宿を営む高津志津子さん。畑では季節にに応じて、キュウリ、ナス、タマネギなどの様々な野菜を育てており、その畑で採れた新鮮な野菜を民宿の食事で提供しています。その中でも、際立つて珍しい作物が「ガーデンハックルベリー」。ベリーと聞くと一般的にはツツジ科のブルーベリーやバラ科のイチゴなど、甘酸っぱい果実を連想

される方もいらつしやるかもしれないませんが、実は「ガーデンハックルベリー」とはナス科の一年草、つまり野菜なのです。

4月中旬に種を蒔き、5月に定植。それから順調に生育が進むと、夏頃にトマトに似た緑色の小さな実をたくさんつけ、秋口にかけて熟します。すると今度はナスのような黒紫色になり、ブルーベリーより一回り大きいくらいに成長します。そして10月末から11月中旬にかけて収穫をして、ジャムにします。

「そのままでは食べられないのよ」と教えてくれる高津さん。

ガーデンハックルベリーにはジャガイモが緑色になってしまった部分と同じソラニンという毒素が含まれていて、加工の際には重曹を入れたお湯で二回下茹でをしてアク抜きを行っているそう。こうすることで完全に有毒物質が抜けるのと同時に、独特のにおいやえぐみも抑えられ、加工した際によりおいしくなるということです。

なぜ、そのまま食べられず、手間ひまのかかる野菜を作ろうとしたのかお聞きしたところ、「最



初にこのジャムを見たとき、素材
が出す鮮やかな紫色が忘れられ
なくて、これを自分で育てて加工
して、お客様にお出ししたかった
のです」と答えてくださいました
野菜そのものの、素材の味を
楽しんでもらいたいという思いで
できたジャムは、本当にきれいな
紫色をしていて、柔らかな甘みと
酸味が調和されてとてもおおいし
いと評判です。

これからも忙しいことや大変なことがあつたとしても、丁寧な野菜作り、加工、提供まで行いたいとのことでした。

会津若松市では6次産業化に取り組む農業者への様々な支援があります

農業の6次産業化とは、第1次産業としての「農業」、第2次産業としての「加工・製造業」、第3次産業としての「小売業」との総合的かつ一体的な推進を図り、農村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組みのことです。

市では、6次産業化に取り組む農業者を支援するため、食品加工技術、農商工連携や販路拡大に詳しい専門家が無料で個別相談に応じる「地域農業6次化コーデイナー」を行っています。これから6次化商品づくりに挑戦したい方も、既に取り組んでいる方も活用できます。

ほかにも、6次化商品の販売力向上支援のため、県内のイベント等に出店し、消費者ニーズの把握や効果的な販売方法等について学ぶ「チャレンジ販売」や加工用機械の導入支援を行っています。

また、冬には6次産業化に関するセミナーの開催を予定しています。ホームページ等でもご案内します。ぜひご参加ください。

【問合せ及びお申込み先】
農政課 ☎0242-23-9973

【新規就農者との対談】

今回、渡部政美農業委員会会長と対談したのは、北会津町で菌床シイタケの栽培をされている石井達也さんです。就農して5年が経過した現在の心境などをお伺いしました。

●就農したきっかけは何ですか？

A 実家が水稲農家で手伝いなどをしていたこともあり、農業に携わる仕事をしたいと思ってはいたのですが、最初は農業以外の仕事をしていました。

●どのようにして農業に転身を？

A 最初の仕事は車両整備関係の仕事でしたが、実家の手伝いをするために会社を休ませてもらいながら働いていました。会社の方々はとても優しく、休ませていただいていたのですが、徐々に迷惑をかけていることが申し訳なくなり退職をすることにしました。

次の就職先を探している中で農業に対する思いが強くなり、就職して、実家の手伝いで休ませてもらうことになってしまうのなら、

自分で農業を始めようと決意し、就農しました。

●なぜ菌床シイタケを選んだのか？

A 自分がシイタケを好きだ、ということが理由ですね。開始するにあたって、周囲からはトマトやアスパラガスといった高収益の作物を勧められたこともあったのですが、せっかく新しく農業を始めるのだから、他の農家さんがやらないうようなもので、自分の好きなものを選ぼうと思ったなら自然と菌床シイタケを選んでいました。

●栽培技術に対するサポートは？

A 周囲の人でシイタケをやっている農家さんは多くなかったのですが、菌床シイタケ栽培の企業さんから



よりいいものを作りたい気持ちが原動力
(石井 達也さん)

職員の方を派遣していただいたりオンラインで指導していただいたりしていただきました。また、その企業さんが運営している生産協議会にも所属し、県内の菌床シイタケ農家の方々からアドバイスをもらっています。

●就農から5年経過しましたが慣れましたか？

A まだ満足はしてないのですが、作業全体の流れはわかるようになってきましたし、慣れてきたと思います。初年度と比較すると、かなり収量が上がりました。

●就農してから今までで、やりがいを感じるのとはどんなとき？

A 収穫したシイタケを地元のスーパーさんに卸しているのですが、お客さんから「肉厚でおいしいシイタケだね」と褒められたときや、品評会で金賞をもらったときですね。すごいうれしかったですし、これからもそう言ってもらえる、もつと上の賞を取れるシイタケを作りたいと思うようになりました。

●就農してから今までで、大変だと感じるのとはどんなとき？

A 慣れない作業をしていた最初



モチベーションになるものがあるのは大きい
(渡部 政美会長)

の頃は肉体的に大変だと感じていました。今は物価高に伴って資材や燃料などのコストが高くなっている、帳簿を付けているときに大変さを実感しますね。

●将来の目標はありますか？

A 菌床を業者さんから買っているのですが、コストダウンのために自分でも菌床を作れるようにしたいです。あとは菌床シイタケの品質を向上させて品評会で最優秀賞を受賞できるようにしたいです。また、父親が水稻をやっているのを見て育ったので、水稻栽培にも挑戦して、いずれは跡を継げるようになりたいです。

